

資料・ハンガリーのストライキ法

網 喜 行

【解説】

1989年3月22日、ハンガリー人民共和国（10月18日、「共和国」と改称）は、7箇条から成るストライキ法（Törvény a sztrájkról）を制定した。

この法律は、1987年以来の政治改革の一環であり、また、社会主義国家で制定されたストライキ法としては、3番目のものであった（1982年～ポーランド、1988年～ユーゴスラビア）。3月25日付の朝日新聞は、このストライキ法の制定について、「西側並みスト権承認～ハンガリー」なる見出しつけて、次のように伝えた。「ハンガリー国会は22日、スト権の承認を含む新たな労働組合法（労働組合法ではなくて、ストライキ法一引用者）を可決した。医療機関など、公共部門を除いて、労働者のストライキを初めて合法化し、他の職場の争議を支援する『同情スト』を認めた。ポーランドではすでに名目上、スト権が承認されているが、手続きが極めて複雑で事実上、合法ストへの道は封じられている。西側並みのルールに基づくスト権を認めたのは、東欧圏ではハンガリーがはじめて。先に制定された結社法で、自主労組の結成を認めたのに続いて、労働界でも民主化が一段と進んだ。政府案は初め、①スト権を争議が起きた当該職場に限定し、同情ストは認めない②政府の政策に反対することを理由としたストは認めない、などの制限を加えていた。しかし、従来の公認労組（SZOT）と、新たに生まれた各自主労組が共に反対。これらの制限が除かれ、『国際的な基準に十分合致した内容』（ハルモス賃金労働局長）となった」。

以下で、ハンガリーのストライキ法を訳出する。テキストは、ILOの《Laboar Law Documents》1990年第1号所収の英文のものを用い、併せて、ハンガリーの日刊紙《Népszava》1989年3月4日号掲載のテキストを参考した。なお、社会主義国におけるストライキ法制定の動きとしては、その後、ソ連が、同年10月3日に、「集団的労働紛争（争議）解決手続法」（15箇条）を採択した。¹⁾また、東ドイツは、1990年3月12日に公布施行した「労働組合権利法」（27箇条）の第5章で、ストライキ権を承認した（第18条及び第19条）。²⁾更にブルガリアについても、ストライキ法の制定が伝えられているが、テキストは、今のところ、まだ入手していない。

〔注〕

1) 拙稿「ソ連のストライキ法について——解説と訳」《法律時報》1990年1月号所収を見よ。

2) 宮島尚史「労働基本権の確立への模索とあらたな階級闘争の胎動、ドイツ民主共和国における党・労働組合・国家の変容」《労働法律旬報》1990年5月25日号所収を見よ。

ストライキに関する法律（1989年法律第7号）

1989年3月22日可決

第1条

- I 労働者は、その経済的社会的な利益を守るために、この法律の定める条件の下で、ストライキ権の行使を法的に保障される。^①
- II ストライキへの参加は任意でなければならない。何人も、ストライキへの参加またはストライキへの参加の断念を、強制されることはない。合法的なストライキに参加している労働

者に対して、ストライキの終了を目指す強制的な措置がとられてはならない。^②

III ストライキが発生した場合、使用者と労働者は協力的でなければならない。ストライキ権の乱用は禁止される。^③

IV 労働組合は、連帯ストライキを開始することを法的に保障される。連帯ストライキの場合、(この法律第2条第1項の)事前調停を求める必要はない。^④

第2条

I ストライキは以下の場合に開始することができる。

a) 爭点に関する調停の試みが、7日以内に、どのような成果も生じなかった場合。^⑤

b) 調停が、ストライキの提唱者に責任ありとはみなすことのできない理由のために、行われなかつた場合。^⑥

II どの使用者が、ストライキの要求に関連しているのが決定できない場合、大臣評議会が、5日以内に、調停手続に参加すべき代表を指名しなければならない。そのストライキが一人以上の使用者に関連する場合、使用者(複数)は、代表者を指名すべき旨を要求しなければならない。^⑦

III 第1項と第2項が言及している調停期間中は、ストライキ宣言は、2時間を超えない期間に限り、1回行うことができる。^⑧

第3条

I ストライキは以下の場合には違法である。

a) 第1条第1項と第2条第1項の規定が守られなかつた場合。

b) ストライキの目的が憲法に反するものである場合。

c) ストライキが、使用者の側における個別的な行為または過失への抗議のために宣言され、そうした行為または過失に対する審理が、裁判所の管轄権のなかに属してはいらない場合。

d) ストライキが、労働協約に定められている条項を変更する目的で、その協約の有効期間内に宣言された場合。

II 裁判所・軍隊・武装組織(労働者民兵)又は警察の管理機関においては、どのようなストライキも宣言することができない。国家の行政組織においては、ストライキ権は、大臣評議会と関係労働組合との間の協約が定める特別の規範に従って、行使することができる。^⑩

III ストライキは、人命・健康・安全又は環境に、直接かつ重大な脅威となる場合または自然災害の予防の妨害となる場合には、どのようなものであれ許されない。^⑪

第4条

I 相異なる利害をもつ当事者は、ストライキ中は、争点となっている問題の解決のため、調停手続への参加を継続しなければならない。また、人間と財産を保護しなければならない。^⑫

II 住民にとって基本的に重要な活動が行われている職場、とりわけ、公共輸送・通信の分野及び電気・水・ガス・その他のエネルギー源を供給する組織においては、ストライキ権は、充分なサービスの供給を妨害しない場合に限り、行使することができる。こうした場合に適

用されるストライキの範囲と条件は、ストライキに先んじて行われる調停の会合で決定されねばならない。^⑩

第5条

- I (この法律の第3条が規定している) ストライキの合法性または違法性は、そうした決定に法的な利益をもつ当事者の要求にもとづいて、決定することができる。そうした決定に関する申立は、申立を行う者の本店または住所地に対して管轄権をもつ労働裁判所に、提起しなければならない。一つ以上の裁判所が、あるストライキの合法性または違法性の決定に関する場合、首都の労働裁判所が、申立に基いて決定を行う権限をもつ。
- II 非訟手続の場合、労働裁判所は、必要があれば、当事者の尋問後5日以内に、審理を行わなければならない。その決定に対しては、控訴することが可能である。^⑪

第6条

- I ストライキを開始することまたストライキに参加することは、いずれも、労働関係から生じる義務の履行を怠るものとみることはできない。それ故、どのような不利益な措置も、労働者に対して講じてはならない。
- II 合法的なストライキに参加した労働者は、労働関係から生ずる一切の権利を享受することができる。但し、本条第3項が言及する権利はその限りではない。
- III 労働者は、ストライキのために喪失した労働時間について、賃金または労働関係から生ずるその他の手当の支払を受ける権利をもたない。但し、別段の合意が存在する場合はその限りではない。
- IV 労働関係に関連する社会保険についての権利と義務は、ストライキの期間を雇用期間に算入する条件の下で、社会保険に関する法律の規定で定めなければならない。

第7条

- I この法律は、公布の日に発効する。
- II 1979年の裁判の執行に関する第18号命令の第70条は、以下の第5号によって修正される。
- 5) 労働組合のストライキ基金の中に積み立てられている総金額は、執行の対象とならない。

[注]

これは、ストライキ法と、7箇条から成るストライキ法案 (Törvényjavaslat a szrájkról) 《Magyar Hírlap》1989年2月3日号掲載、との比較に関するものである。

- ① これは、法案第1条（A案）第1項及び同条（B案）第1項と同じ。
- ② これは、法案では、第4条第2項。
- ③ これは、法案では、第1条（A案）（B案）第2項。
- ④ これは、法案にない。
- ⑤ これは、法案では、第2条（B案）第1項。
- ⑥ これは、法案にない。
- ⑦ 同上。
- ⑧ これは、法案では、第2条（A案）（B案）第2項。

- ⑨ これは、法案では、第3条第1項。
- ⑩ これは、法案にない。
- ⑪ 同上。
- ⑫ これは、法案第4条第1項と同じ。
- ⑬ これは、法案では、第3条第4項。
- ⑭ 法第5条第2項第2文は、法案にない。

(平成2年9月17日受理。)